

小牧市告示第145号

小牧市自転車等の放置の防止等に関する条例（平成20年小牧市条例第38号。以下「条例」という。）第9条及び第10条第1項の規定により、放置された自転車を次のとおり撤去し、保管した。

令和7年12月3日

小牧市長 山 下 史守朗

1 撤去した場所

北外山会館

（小牧市大字北外山1337番地）

2 撤去した年月日

令和7年12月3日

3 撤去した自転車の特徴

・水色、鍵なし

（防犯登録番号 23-ナ-11637）

4 保管する期間

撤去した日から令和8年2月3日まで

5 保管及び返還を行う場所

小牧市役所地下倉庫（小牧市堀の内三丁目1番地）

6 返還を受ける方法

小牧市役所市民生活部自治会支援室において、放置自転車等返還申請書を提出し、当該保管自転車等の利用者等であることを証明するものを提示する。

7 保管する期間経過後の措置

条例第10条第3項の規定により廃棄等の処分をする。